

平成26年第10回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成26年8月18日（月） 午後1時30分から午後3時22分まで
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 1階 第1会議室
出席委員	委員長 山田 喜一郎 委員長職務代理者 小川 浩美 委員 藤田 正実 委員 今井 智一 教育長 山本 佳洋
事務局出席者	部長 安田 正治 次長（管理担当） 保井 達也 次長（指導担当） 呉竹 弘一 次長（人権教育担当） 福井 喜伸 管理監兼社会教育課長 福山 勝久 教育総務課長 西出 八津子 学校教育課長 立岡 秀寿 こども未来課長 島田 俊明 文化スポーツ振興課長 山下 和浩 歴史文化財課長 縮谷 隆 甲南図書館交流館長（図書館統括担当） 保井 晴美 甲南公民館長（公民館統括担当） 山寄 吉未 学校教育課参事 藤村 加代子 こども未来課参事 井ノ口 照美 教育総務課総務企画係長 田村 勝也
書記	教育総務課課長補佐 橋本 宗樹

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成26年第9回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 8月 教育長 教育行政報告  
(2) 平成26年第5回甲賀市議会定例会（9月）報告議案について

3. 協議事項

- (1) 議案第56号 甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の制定について  
(2) 議案第57号 甲賀市英語検定料補助金交付要綱の制定について  
(3) 議案第58号 甲賀市史編集委員会設置要綱の制定について  
(4) 議案第59号 平成26年第5回甲賀市議会定例会（9月）提出議案にかか  
る教育委員会の意見聴取について  
(5) 議案第60号 甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審  
議会への諮問について  
(6) 議案第61号 平成27年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択に  
ついて

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成26年第11回（9月定例）教育委員会について  
(2) 平成26年第11回教育委員会委員協議会について  
(3) 甲賀市市制施行10周年記念「平成26年度 特別巡回ラジオ体操・み  
んなの体操会」について

◎教育委員会会議

〔開会 午後1時30分〕

管理担当次長 それでは、平成26年第10回甲賀市教育委員会定例会を開催させて  
いただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、黙祷及び市民憲章の唱和をお願いします。

平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事において、尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんに慎んで哀悼の意を表すとともに、お2人にさらなる安心安全への取り組みを進めることを誓い、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。お直りください。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくをお願いします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

委員長 開会に当たりまして一言ご挨拶申しあげます。

“閑かさや岩にしみ入る蝉の声”近所の神社で蝉の鳴き声を聞いて、ふと思うのは、松尾芭蕉の作品のなかでも8月を代表する特に有名な句であります。

また、甲子園の高校野球の熱戦に一喜一憂している今日この頃でございますが、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。

本日は大変お忙しいところ、第10回教育委員会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。お盆も過ぎ、少しは暑さも和らぎつつありますが、先日の台風11号では全国各地で大きな被害が発生致しました。当甲賀市では大きな被害もなく喜んでいるところでございます。

いよいよ子ども達の楽しい夏休みも残すところ10日あまりとなりましたが、市内の子ども達も元気に過ごしていただけることと思います。健康で真黒に日焼けし、成長のあかしと共に2学期を迎えて欲しいものです。

さて、学校における不登校についてですが、先日の文科省による最近の調査では、“初期対応が重要で、長期化すると復帰困難”という

結果を発表しました。不登校の子どもは、長期欠席となる前に兆候となる欠席があり“潜在期間”を経て、不登校に陥ると発表しました。専門家等は「子どもが休み始めたら、3日以内に担任が家庭訪問するなど適切に対応して欲しい」と訴えています。不登校のきっかけとしては、①友人との関係 ②生活の乱れ ③勉強が解らない ④先生との関係 ⑤ネットやゲーム等となっています。今回の調査で、中3から不登校になった人の44%が「休みが長期化する以前から休み始めた」と回答していました。文科省では、こうしたタイムラグ（時間の遅れ）を「不登校への潜在期間」ととらえ、適切に対応するよう学校現場などに求めています。そして、不登校になるきっかけはさまざまですが、子どもが休むようになった要因を見極めるには、先生と保護者の話し合いが必要で「長期欠席の場合、親は学校に不信感を強め、学校は親の言動に萎縮し、双方とも子どもに具体的にどう向き合うか話し合えていないケースが多い」とのことです。重要なのは子どもが休み始めた初期段階で、学校と家庭が連携し、子どもの登校意欲を自然な形で高めていくことが必要であります。

少し話しは変わりますが、この8月お盆は、蟬時雨の中、亡き人の霊を迎え供養するさまざまな行事が各地で行われています。八月はこれまでご縁のあった人たちに思いを致し対話することで、自らの過ぎし日を振り返り、これからのあり方をあらためて心に誓う月でもあります。亡き祖父母や父、母、兄弟、子に恥じないようにと我が身を省み、律していくこと、それが亡くなった人への供養となり、自身の生きる“よすが”になるのであります。人間はいくつになっても子は子であり、親は親であります。そうした繋がりや遠い過去から続いて来たもので、子子孫孫よかれかしと大切な人の幸せを祈る人間、本然の思いが連綿と流れています。そんな切なる願いをお互い現世に生きる者は、誰もが受けているのであります。そのことを忘れなければ今は亡い人もみな、自分の幸せを願い、励ましを与えてくれる確かな存在として、自分の中で生き続けるに違いありません。いつも見守っていてくれる人がいます。決して独りではありません。これほど心強く勇気づけら

れることはないと思います。

委員長            それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）平成26年第9回教育委員会（定例会）の会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

委員長            それでは、特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）平成26年第9回教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案のとおり、承認することとします。

委員長            続きまして、2. 報告事項といたしまして、（1）8月教育長教育行政報告について、資料2に基づき、報告をお願いします。

教育部長          それでは、（1）8月教育長教育行政報告について、資料2に基づきまして、7月30日開催の定例教育委員会以降、本日までの教育長の動静を中心に主な事項について行政報告をさせていただきます。

（以下、資料2により報告）

委員長            ただ今の（1）8月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長            広島平和記念事業には今年は何名参加したのか。

教育部長          28名でした。

委員長            滋賀県消防操法訓練大会の結果はどうであったか。

教育部長          可搬ポンプの部は甲南方面隊、ポンプ車の部は甲賀方面隊がともに優勝され、可搬ポンプの甲南方面隊は全国大会に出場されます。

委員長            他にご質問等ないようですので、（1）8月教育長教育行政報告については、報告事項として終わらせていただきます。

委員長            次に、（2）平成26年第5回甲賀市議会定例会（9月）報告議案について、資料3に基づき説明をお願いします。

教育部長          それでは、（2）平成26年第5回甲賀市議会定例会（9月）報告議案について、資料3に基づき説明申しあげます。

（以下、資料3により報告）

委員長 ただいまの、（２）平成２６年第５回甲賀市議会定例会（９月）報告議案について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

特にないようですので、報告事項として終わらせていただきます。

委員長 続きまして、３．協議事項に入らせていただきます。

（１）議案第５６号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の制定について、資料４に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（１）議案第５６号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の制定について、資料４に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料４により説明）

委員長 ただ今、説明いただきました（１）議案第５６号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員長 この検定は全国で毎年行われているのですか。

学校教育課長 はい。日本漢字能力検定協会で行われており、今まで、実費で小学校５、６校程度が取り組まれています。

委員長 市内４～６年生が全て受けるとどれくらいかかるのですか。

学校教育課長 合計２，６００人に半額補助として、例えば７００円で試算すると１８２万円程度となり、できれば今年度から全員に受けてもらえればと考えています。

教育長 他市の取り組みの状況はどうか、近辺ではどうですか。

学校教育課長 草津市を参考にしています。また、一番近くが草津市です。

教育長 その成果はどうか。

学校教育課長 当初は手続きなどもあってあまり浸透しなかったようですが、数年続けることによって、漢字の力がつくだけでなく言語活動に関する学びの意欲の向上に成果があると聞いています。

委員 漢字検定を受けるアピールは、子どもだけでなく保護者への周知徹底が必要と考えますが、その機会については何回か持たれるのですか。

学校教育課長 保護者負担が生じるので取り組みの趣旨を伝え、参加に同意いただける文書を用意して配布したいと考えています。

委員 検定では正解数によって何級に合格となるのですか。それとも何級の試験と分かって受けるのですか。

学校教育課長 受験する際には、何級かを指定して受けることになり、一定の正解を得られれば合格となります。学年相応の級を標準として、個々に自分が受けたい級にチャレンジしていく流れとなります。

委員長 合格したら何級合格証、認定証書のようなものが来るのですか。また、結果を評価の対象にしたり、クラスで公表することも考えているのですか。

学校教育課長 協会から個人宛に合格証が送られてきます。合否については今のところはあくまで個人的な扱いとして結果の公表はせず、成績に直接繋がるものではありませんが、合格という目標に向かって努力する子どもについては、他の様々な場面での評価として現れてくるのではないかと考えており、漢字だけががんばって他は努力しない子どもはあまりいないと考えています。

委員長 では、子どもの学力を上げ、特に漢字学習に力を入れる取り組みについてはどうですか。これまでの普通の授業のままとなるのですか。

学校教育課長 漢字学習については、目標を定めて各学校で小テストなど取り組みがなされており、その取り組みがより有効となるように検定へのチャレンジを行うことから、学校によっては検定を想定した勉強もされると思いますが、多くの学校はこれまでの学習をより充実させる形になると思います。

委員 漢字の力を高めるための有効な取り組みだと思われます。

委員長 よろしいですか。他にご意見、ご質問もないようですので、(1) 議案第56号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 次に、(2) 議案第57号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の制定について、資料5に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 (2) 議案第57号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の制定について、資料5に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料5により説明)

委員長 　ただ今、説明いただきました（２）議案第５７号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 　特にご意見、ご質問もないようですので、（２）議案第５７号甲賀市英語検定料補助金交付要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　次に、（３）議案第５８号甲賀市史編集委員会設置要綱の制定について、資料６に基づき説明をお願いします。

歴史文化財課長 　それでは、（３）議案第５８号甲賀市史編集委員会設置要綱の制定について、資料６に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料６により説明）

委員長 　ただ今、説明いただきました（３）議案第５８号甲賀市史編集委員会設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 　特にご意見、ご質問もないようですので、（３）議案第５８号甲賀市史編集委員会設置要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 　次に、（４）議案第５９号平成２６年第５回甲賀市議会定例会（９月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、資料７に基づき説明をお願いします。

教育部長 　それでは、（４）議案第５９号平成２６年第５回甲賀市議会定例会（９月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、資料７に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料７により説明）

委員長 　ただ今、説明いただきました（４）議案第５９号平成２６年第５回甲賀市議会定例会（９月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 　公民館費の補正予算については、田代分館は高原の郷のことですか。

教育部長 　信楽公民館田代分館です。条例を廃止し公民館を解体する費用です。

委員長 2つの条例制定はいつから施行するのですか。

教育部長 この12月に閣議決定された後、来年10月の予定で6ヶ月前倒しの4月1日施行を想定していますが、延びることもあります。

管理担当次長 消費税増税分を原資とする施策で、条例の付則にも、法が施行された日から施行するとされています。

委員 市が認可をしていくなかで設置基準を満たしているかどうかについて窓口となる担当部署はどこですか。一本化の対応もされるのですか。

教育部長 教育委員会事務局のこども未来課が所管します。

管理担当次長 建築基準法など技術的なことは直接担当する課となります。必要となる手続きについて、所管する部署を案内するものを作成します。

教育部長 新たな事業を展開することになるため、関係部署が連携し情報を共有しながら、スムーズに進められるようにしていきます。

委員長 他にご意見、ご質問もないようですので、(4)議案第59号平成26年第5回甲賀市議会定例会(9月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 次に、(5)議案第60号甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について、資料8に基づき説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、(5)議案第60号甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について、資料8に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料8により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(5)議案第60号甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

特にご意見、ご質問もないようですので、(5)議案第60号甲賀市指定有形文化財の指定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 次に、(6)議案第61号平成27年度使用甲賀市立小中学校教科

用図書の採択について、資料9に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(6)議案第61号平成27年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択について、資料9に基づき、その提案理由を申しあげます。

(以下、資料9により説明)

委員長 ただ今、説明いただきました(6)議案第61号平成27年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択について、各委員に事前に教科書を見ていただき、ご検討をいただいておりますので、教科毎にご意見をうかがった上で決定していきたいと思っております。

委員 まず、国語から3点質問させていただきます。

1点目は、東京書籍、光村図書が全部A評価でしたが、その差はどこにありましたか。また、国語科に限らず、教科書はそこに登場する教材そのものを教えるのではなく、その教材を手がかりにして学んだ、内容・学び方を生かして、子どもが新しい課題に立ち向かっていく力をつけることを期して使用するものだと考えています。

特に本市では、子どもが主体的に学ぶ学習習慣を身につけられることを大切にしておりますが、その意味から使用する教科書は、子どもが学ぶ際のガイダンス的役割を果たすものを選びたいと考えていますが、その点はいかがでしょうか。

2点目は、「学習の手引き」について有効な教科書はどこですか。

3点目は、滋賀の里山を描いた作品や自然を学ぶ説明文は光村図書だけに掲載されているのですか。

学校教育課長 1点目の東京書籍と光村図書については差の無い状況で、光村図書は説明の部分は物足りないですが、十分に教材研究されて子ども達が主体的に使える、学べる教科書として有効であると考えております。さらに書くことに重点が置かれていたり、今日的な課題である食育・情報・防災などに焦点が当てられており、ニュース等と連動しながら子ども達が関心を持って勉強できる教材が多いことや、保護者が子ども頃の教科書にあった物語が今も載っており、日本の伝えていかなければならない情感などを親子で話し合ったりできる点で、光村図書

が優れていると総合的に判断しました。

2点目の手引きについて、東京書籍は非常に限定されているのに対し、光村図書は子どもの様々な反応に応じられる柔軟性がありました。

3点目ですが、滋賀を話題にしているのは5社のうちで光村図書1社のみでした。3年生の教材に「未来の風景」と題して大津市の里山が書かれており、甲賀市で生きる子ども達にとってもイメージとして描き易く、自分のこととして学ぶ意味でも有効であると判断しました。

委員

次に、書写から2点質問します。1点目は、国語と書写の教科書の発行者が違うため出てくる漢字の配列に違いがありますが、指導上や子どもの学びにとってどうですか。2点目は、自然・地域との共生に関わる教材、学習活動で最も有効に扱われているのはどこですか。

学校教育課長

1点目について、確かに国語と書写の教科書が同じ発行者なら漢字の出てくる順も同じになりますが、漢字については、学年毎に習う字は決まっており、出てくる字についても、書写が週1回に対し国語は週5、6時間あるため、国語で習っていない漢字を書写で取り上げることは考えにくく、問題はないと考えています。

2点目の自然や地域の共生に関わる教材についてですが、日本文教出版では環境問題に関わるものがあったり、とりわけ6年では「湖」という字やイラストがあるなど滋賀に最もふさわしいと考えています。

委員長

社会科ですが、今日の領土問題、特に竹島や尖閣諸島等について有効な指導が可能な教科書はどこでしたか。

次に江戸時代の身分制度についての指導はどうですか。

3点目に、地震等の自然災害について有効な扱いの教材はどうでしたか。以上について質問します。

学校教育課長

本当に難しい問題を含んでいるものですが、東京書籍については、3年生から4年生にも理解できるように竹島の写真や位置図を載せたり分かり易くしています。領土問題について多面的に現在の状況が書かれているのも特徴で、小学校で学ぶべきことが押さえられており、将来にわたって自分の問題として考えられるようになっています。

次に身分制度についてですが、東京書籍は歴史上の大事な各場面に

おける内容やしきみ、人権学習のポイントがしっかりと押さえた内容になっていると考えています。

3点目の自然災害等については、東日本の大災害をテーマにその現状や国の対応、各自治体の支援、市民レベルのボランティアの部分について、東京書籍は非常に詳細に分かり易く書かれていました。

委員長 地図については特に無いようですので算数についてお願いします。

委員 2点質問をさせていただきます。まず、算数は高学年になる程格差が広がると思われますが、基礎的、基本的な知識や技能の定着に力を入れているのはどこでしたか。2点目には、進んで学習や生活に活用していこうとする態度を育成する教材や学習活動は用意されているのですか。

学校教育課長 基礎的な部分について各教科書をみたところ、巻末にたくさん充実した問題をまとめてある大日本図書が最も使い易く、子どもたちの時間配分も考えた使用もできる点で優れていると考えました。学力テスト等への対応でも、自分の考えたことをまとめたり書いて述べていく点で大日本図書の教科書はたくさん力を付けられるようになっていました。

次に、進んで学習を生活に生かしたり、生活から学習に取り入れていくことは大事だと考えます。大日本図書の教科書には算数玉手箱のコーナーがあり、いろんな話題や時事について目を向けさせる問題が載っており、生活との関わりのなかで学べることに気付いて活用出来る点で有効なポイントだと考えました。

委員 理科についてですが、東京書籍はこれまでよりレイアウトが変わっていますが、この点についてはどうですか。次に、観察実験などの結果を整理し、考察した内容を科学的な言葉や概念で説明する活動についてはどうですか。

学校教育課長 まず、東京書籍については、他社よりもレイアウトがより良く改善されて大変見易くなっていました。2点目についても、観察実験の結果を表・図・グラフが効果的に使われており、ポイントとしては実験でミスし易いことや気をつけなければならないこと、誤差の対応等細

かく書かれているほかノートの書き方指導もあり、科学的に活動していく点では東京書籍が良いと思われます。

委員 生活科についてですが、子ども達の学びを育てる視点で有効な教科書はどうですか。

学校教育課長 大日本図書については、決められた内容で課題設定していながらも、気付いたことを中心に勉強を進められる場面構成になっています。学習過程を整理して効果的に使う意味で一番有効であると思います。

委員 音楽についてですが、楽曲や歌詞の内容、音域などが児童の発達段階に応じて構成されているのはどこですか。

学校教育課長 2社ともに工夫はされていましたが、教育芸術社は無理の無い音域に配慮されていたり、歌詞の内容についてもその学年で理解できる教材が配備されていたところや单元ごとの学びが繋がっていく配置をされている点が有効と考えるポイントでした。

委員長 特別支援について、小学校の知的障害学級についてはどうですか。

委員 国語及び算数の一般図書で、同成社のゆっくり学ぶ子のためのシリーズについて、その特徴は何ですか。

学校教育課長 このシリーズについては、まったく新しいものではなくこれまでの使用実績も含めて採用としています。国語シリーズは、読むこと・書くことを中心に系統的に力をつけられるようになっていて、身近な題材を使い興味を持てるようになっていきます。算数シリーズについては、スモールステップにより、ただ数字だけでなく色を塗るなど作業的なものを学習活動にたくさん取り入れ、生活に必要な力をつけられるようになっていきます。視覚的にも訴えられる工夫がされている点も採用させていただいたポイントであると考えます。

委員長 家庭科について、生活のなかの衣・食・住に関わることを実感を伴って理解できるような内容になっていますか。

学校教育課長 2社あるなかで、開隆堂は基礎的な衣・食・住について非常に実践的に扱われています。何かを実際にやることで知識や技能を身につけていけるようになっていくのが特徴であり、学びが段階的に積み上げていけるようになっていて、振り返って生活の中に生かしていける、習

得した内容を実際に自分の家で行い確認できる配列になっているのがポイントです。

委員長 各委員の皆さんには、各教科書についてご意見・ご質問をいただきました。また、教育長はじめ委員には、採択委員として長期間に渡りご苦労様でした。教育長から一言いただけますか。

教育長 教科書は、単に教師が教え易いものを選ぶのではなく、子ども達自身が教科書を使って主体的に学んでいく手がかりとなるものが増えてきましたし、そのなかで様々な調査研究が行われて、事務局より提案のあった出版社が最適であろうという立場で採択がなされたもののご理解いただければと思います。

委員長 それでは、他にご意見、ご質問もないようですので、（６）議案第 61 号平成 27 年度使用甲賀市立小中学校教科用図書の採択については、原案のとおり、可決することとします。

委員長 それでは、４．その他、連絡事項といたしまして（１）平成 26 年第 11 回（9 月定例）教育委員会については、平成 26 年 9 月 29 日（月）午前 10 時 00 分から開会いたします。

また、（２）平成 26 年第 11 回教育委員会委員協議会につきましては、平成 26 年 9 月 22 日（月）午前 10 時 00 分から開催をさせていただきますので、各委員の皆さま方には、ご都合お繰り合わせ、ご出席いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 他に連絡事項はありますか。

文化スポーツ振興課長 お手元の資料を基に、甲賀市市制施行 10 周年記念「平成 26 年度 特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」実施要領について、その概要を説明させていただきます。

（以下、配布資料を基に説明）

委員長 それでは、最後に教育長からご挨拶をいただきたいと思います。

教育長 暑さの頂点といわれる立秋から 11 日。相変わらず残暑の日々が続いておりますが、空には夏の入道雲と秋のいわゆるすじ雲がひと時同居する「行き逢いの空」も見られます。今週末には 24 節気という「処暑」、即ち、暑気が止息する頃をむかえ、暦の上ではいよいよこ

の暑さも今週で峠を越えそうであります。

夏休みも残り10日余り。子ども達もいよいよ宿題が気になる頃となってきました。これまでのところ子ども達にかかわる事故、事件は届いておらず何よりではありますが、一方で、炎暑や大雨を降らせる異常気象が一因なのか、一向に戸外で遊ぶ子ども達の姿に行き交うことがなく、二学期の学校生活に向けて気になるところでもあります。

さて、そのような中でも、先の教育行政報告にありましたように、去る5日から4泊5日で実施いたしました「にんにんキャンプ」には40名の子ども達が参加し、厳しい自然の中で、改めて自らの力の可能性を確かめるとともに、協働の大切さを身をもって体験してくれました。また、6日には市の平和大使として28名の子ども達が、広島での平和記念式典に参加し、平和の誓いを新たにしてくれたところでもあります。今後参加児童がその学びを各学校に広げてくれるものと期待しているところでもあります。

さらに、今年も、水口中学校 4×100mリレー6名の生徒と100mハードル女子生徒1名、そして甲賀中学校から水泳200m、400m個人メドレーに出場する男子1名が全国中学生体育大会に出場してくれることになり、15日、その激励会を開催させていただいたところであり、このような児童生徒の直向な努力と頑張り、そして、その成長ぶりに改めて手応えを感じているところです。

先人の思いに心を寄せるお盆の時期を終わり、いよいよ下半期のスタート目前であります。

来月2日開会の9月議会は、昨年度の事業についてその「決済」をいただくものであります。質問あるいは要望等、謙虚に耳を傾け、下半期、また次年度の取り組みにさらなる改善を加え、市民の皆様のご期待に応えられるよう、努めて参りたいと思っております。

引き続き大所高所からのご指導ご鞭撻をお願いし、閉会に当たりましての挨拶といたします。

委員長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成26年第10回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

[閉会 午後 3 時 2 2 分]